

付託議案（議案第17号）の取り扱いに関する理事会決定事項

【付託議案の取り扱い】

①分科会の担当割り振りについて

付託された議案は、別紙（分科会分担表）のとおり、健康福祉分科会に割り振る。

②審査等の日程について

- ・11月26日（金） 本会議散会後に全体会を開き、分科会の担当割り振り等、付託議案の取り扱いについての議事を行う
- ・11月26日（金） 全体会散会后、健康福祉分科会（第4・第5委員会室）で質疑
- ・11月29日（月） 本会議散会后、理事会で全体会での質疑の通告を含め、全体会の議事の確認
- ・11月29日（月） 理事会散会后、全体会で質疑及び討論・採決

③全体会での質疑について

- ・付託された議案第17号を議題とし、質疑を行う。
- ・質疑方式は、従来方式・対面方式から選択する。
- ・時間については、所属議員3人以上の会派は1会派30分以内、無所属の委員は1人10分以内とする。
- ・質疑者は、1会派1人、ただし必要がある場合は複数とする。
- ・質疑の順序は、会派呼称順及び無所属議員の呼称順に行う。
- ・質疑者の有無、質疑者の名前は、11月29日（月）の理事会で質疑方式も含めて通告する。
- ・資料の配付及び掲示を行う場合は、11月29日（月）の理事会散会后、直ちに委員長の許可をとる。

④討論及び採決について

- ・付託された議案第17号を議題とし、討論・採決を行う。
- ・討論の方法は、1会派1人、挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。
- ・討論を行う場は、演壇とする。
- ・採決は、会議規則の規定により、挙手による表決となる。

⑤全体会の執行部への出席方要求について

- ・11月26日（金）の全体会の出席理事者については、求めない。
- ・11月29日（月）の全体会の出席理事者については、市長に対して行い、教育委員会などの他の執行機関には行わない。
- ・出席理事者の詳細は理事者側の判断とし、出席者の回答は、11月29日（月）の理事会で伝える。

⑥修正案等について

11月29日（月）の全体会において、質疑終結後、休憩をとるので、修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、休憩後直ちに、議場で、委員長に、提出予定である旨を申し出る。

その後、修正案・組み替え動議の提出を申し出た会派、または、無所属委員は、休憩に入った時から1時間以内に、修正案・組み替え動議を提出する。

修正案・組み替え動議が提出されたら、直ちに、議会会議システムに配架し、委員にお知らせし、確認の時間をとるため、配架してから1時間後に全体会を再開する。